【令和９年度】**民間幼稚園**又は**認定こども園（教育部分）**を御利用される島本町在住の方へ

令和9年度
幼児教育・保育の無償化のお知らせ

島本町教育委員会事務局　教育こども部　保育幼稚園課
TEL：075-961-5151（代表）／075-962-7461（直通）

令和８年１０月１４日改正

目　次

■**幼児教育・保育の無償化の概要**・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１
保育料の無償化について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１
預かり保育料の無償化について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１
認可外保育施設、一時預かり事業、ファミリー・サポート・センター事業又は
病児保育事業を利用する場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　６
副食費の無償化について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　７

■**申込みについて**・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　８
民間幼稚園（施設型給付を受けない幼稚園）を利用される場合
（一時預かり事業、ファミリー・サポート・センター事業、認可外保育施設を含む）・・・・　９
民間幼稚園又は認定こども園（教育部分）を利用する場合・・・・・・・・・・　１０
認可外保育施設、一時預かり事業、ファミリー・サポート・センター事業又は
病児保育事業を利用する場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１１
申込内容をあとから変更する場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１２

※この案内では、新制度未移行の幼稚園（施設等利用給付１～３号認定をもって保育料等が無償になる幼稚園）を「施設型給付を受けない幼稚園」、新制度移行済の幼稚園（施設型給付１号認定をもって保育料が無償になる幼稚園）を単に「幼稚園」と表記しています。

★保育料・預かり保育料の無償化を受けるには、申込みが必要です！
★申請日より前に遡って認定することはできませんので、必ず**５営業日前まで**に手続を完了させてください！

幼児教育・保育の無償化の概要

保育料の無償化について

小学校就学前までの方は、保育料無償化の対象となります。
ただし、実費として徴収される費用（通園送迎費、給食費、行事費等）は、対象外です。

１．対象となる方

満３歳児 ～ ５歳児（３歳の誕生日の前日から対象）

２．無償化上限額

施設の種類によって、次のとおり異なります。
利用される施設がどちらに該当するかは、直接園へお問い合わせください。

【民間幼稚園（施設型給付を受けない幼稚園）】

月額２８，０００円

※入園料は、入園料÷入園料支払年度の年間在籍月数を各月の保育料に合算し、月上限額の範囲内で無償化の対象に含まれます。

【民間幼稚園 又は 認定こども園（教育部分）】

無償

預かり保育料の無償化について

預かり保育料も、次の要件を満たせば、無償化の対象となります。
なお、預かり保育には定員があるため、無償化を受けていても、希望日に必ず利用できるとは限りません。

１．対象となる方

① （３～５歳児の場合）保育の必要性がある子ども
② （満３歳児の場合）保育の必要性があり、市町村民税非課税世帯に属する子ども

※保育の必要性については、３ページ「保育要件と必要書類」を御参照ください。

２．無償化上限額

その月の預かり保育の利用日数 × ４９０円

ただし、支給額は、実際に支払った実績額を月ごとに比較して少ない方となります。
なお、月額上限額が次のとおり定められており、これを超過した分は支給されません。
上記「１．対象となる方」①に該当する場合 ⇒ 月額上限額１２，３００円
②に該当する場合 ⇒ 月額上限額１７，７００円

※請求時期や方法は、別途認定時に通知します。

※在籍する幼稚園の預かり保育が教育課程時間と合わせて８時間未満又は年間２００日未満の場合

上記に該当する場合、認可外保育施設、一時預かり事業、ファミリー・サポート・センター事業又は病児保育事業を併用した場合の利用料も、無償化の対象です。

ただし、その上限額は、預かり保育の無償化上限額（１ページ「２．無償化上限額」に記載の月額上限額のいずれか）から在籍する幼稚園での預かり保育の無償化給付額を差し引いた額となります。

（参考）預かり保育料無償化の例

例１）４歳児で、預かり保育料１００円／時間、月の利用日数２０日（１日当たり３時間）の場合
利用実績　：預かり保育料１００円／時間 × ３時間 × ２０日 ＝ ６，０００円 … ①
月額上限額：４９０円 ×２０日 ＝ ９，８００円 … ②
①　利用実績６，０００円 ＜ ② 月額上限額９，８００円　のため、給付額６，０００円
⇒ 利用実績６，０００円を給付するため、実質負担額は、０円となります。

例２）４歳児で、預かり保育料１０，０００円／月、月の利用日数１８日の場合
利用実績　：預かり保育料１０，０００円 … ①
月額上限額：４９０円 × １８日 ＝ ８，８２０円 … ②
利用実績１０，０００円 ＞ ② 月額上限額８，８２０円のため、給付額８，８２０円
⇒ 月額上限額８，８２０円を給付するため、
実質負担額は、①利用実績から②月額上限額（＝給付額）を差し引いた１，１８０円となります。

例３）４歳児で、教育課程と預かり保育の時間を合計しても８時間未満の幼稚園に在籍し、
預かり保育料４００円／日、月の預かり保育利用日数１５日、
認可外保育施設利用料３，０００円／日、月の認可外保育施設利用日数５日の場合
Ａ．在籍する幼稚園での預かり保育の無償化給付額は、
利用実績　：預かり保育料４００円 × １５日 ＝ ６，０００円 … ①
月額上限額：４９０円 × １５日 ＝ ７，３５０円 … ②
利用実績６，０００円 ＜ ② 月額上限額７，３５０円
⇒ 利用実績６，０００円を給付するため、
在籍する幼稚園における預かり保育料の実質負担額は、０円となります。

Ｂ．認可外保育施設の利用に係る無償化給付額は、
利用実績　：認可外保育施設利用料３，０００円 × ５日 ＝ １５，０００円 … ③
月額上限額：月額上限額１２，３００円 － ① 預かり保育の利用実績６，０００円
＝ ６，３００円 … ④
利用実績１５，０００円 ＞ ④ 月額上限額６，３００円
⇒ 月額上限額６，３００円を給付するため、
認可外保育施設における実質負担額は、③利用実績から④月額上限額（＝給付額）を差し引いた８，７００円となります。

３．保育要件と必要書類

預かり保育料の無償化を受けるためには、**保護者全員（単身赴任の方を含む。）**が保育の必要性の要件（就労等）を満たさなければなりません。

そのため、申込みの際には、保護者の方それぞれの保育要件に応じた確認書類の提出が必須となります（５ページ別表１）。

なお、きょうだいの申込みを同時にされる場合、きょうだいそれぞれの申込時に保育要件の確認書類が必要となりますが、添付するものは、同一のもので構いません。

※別表１「保育要件と確認書類」（５ページ）に係る注意事項

【様式について】

- 保育要件の確認書類に係る各様式は、担当課で配布（紙媒体）するとともに、島本町ホームページにも掲載（エクセル・ＰＤＦ）しております。
- 保育要件の確認書類（求職活動誓約書を除く。）は、保育所や学童保育室の入所（室）申込時に使用するものと同じ様式となります。
 そのため、過去に島本町へ提出したものであっても、その証明日から３か月以内であれば、再度使用することができます（証明日から３か月を超過する場合は、改めて取得する必要があります。）。

【就労を要件とする場合の確認書類について】

- 就労証明書の有効期間は、証明日から３か月です。
- 就労証明書は、所定の様式を使用してください。事業所独自の様式を提出された場合、必要事項等が確認できなければ、受付ができません。
- 提出前に、御自身でも証明内容が正しいことを確認してください。
- 就労証明書の記入者は、次のとおりです。

自営業（中心者）の場合

就労証明書は、御自身で御記入ください。加えて、開業届又は直近年分の確定申告書の写しが必要です。なお、法人化している場合は、就労証明書のみで結構です。

自営業（手伝い）の場合

就労証明書は、自営業主に記入してもらってください。

内職の場合

就労証明書は、発注元又は御自身で御記入ください。なお、御自身で記載された場合は、発注元との委託契約書の写しを添付してください。

上記以外の場合

就労証明書は、勤務している事業所に記入してもらってください（保護者が記入した場合は、無効となります。）。

【「疾病等・介護・看護・出産を理由とする場合の証明書」について】

- 「家庭保育の可不可」欄に「可」と記載されている場合、確認書類として認められません。
- 病気や出産に伴う体調不良等の場合、所定の様式による医師の証明が必要です。
 出産に伴う体調不良等の場合は、事前に担当課へ御相談ください。
- 病人の看護等のために保育ができない場合、所定の様式による医師の証明及び申立書が必要です。
 また、その他に介護状況等が分かるものの提出を求める可能性がありますので、事前に担当課へ御相談ください。

【求職活動を理由とする場合の確認書類について】

- 求職活動誓約書を添付することで保育要件と認められます。認定期間内（認定起算日から 90 日が経過する月の末日まで）に求職活動を行い、就労先が決定した場合は、記載内容の変更として就労証明書を御提出ください。

【その他】

- 申込内容や添付書類に不備があった場合、受付ができないことがあります。
- 必要書類に記入した内容を訂正する場合、訂正箇所に二重線を引いた上で再記入してください。
 なお、保護者記入欄の場合には訂正印は不要ですが、各種証明欄及び証明書類の場合には証明者の訂正印が必要です。
- 必要書類の内容に偽りがあった場合、認定を取り消すことがあります。
- 保育要件に変更があったにもかかわらず必要な手続がなされなかった場合、内容に虚偽があるとして認定を取り消すことがあります。
- 島本町では、不定期に電話や訪問等による保育要件の実態調査を行っております。調査の結果、実態と提出書類の内容とが異なる場合や保護者と証明者の回答内容が異なる場合には、認定を取り消すことがあります。

【届出内容に変更が生じる場合】

- 保育要件、就労先や勤務条件等の届出をしている内容に変更が生じる場合、次の期限までに記載内容変更の手続を完了させてください。

認定区分に変更が生じるとき

新たな認定区分の適用開始日の５営業日前まで

それ以外の内容に変更が生じるとき

変更のあった日から１０日以内

（別表１）保育の必要性の要件と必要な確認書類

事由		保育要件の確認書類	証明者等	内容	認定の有効期間
就労	下記以外の場合	就労証明書	雇用主	月に６４時間以上労働することを常態としていること	対象児童の小学校就学まで
	自営業（中心者）の場合	就労証明書	自営業主本人		
		開業届 または　直近年分の確定申告書の写し	－		
	自営業（手伝い）の場合	就労証明書	自営業主		
	内職の場合	就労証明書	発注元又は本人		
		発注元との委託契約書の写し ※就労証明書を本人が記載した場合のみ	－		
妊娠・出産		母子健康手帳の「子の保護者」欄 および　「分娩予定日」欄が分かるもの	－	妊娠中、又は出産後間がないこと	認定起算日から出産日の８週間後の翌日が属する月の末日まで※１ ※１）妊娠中かつ保育を必要とする状態（妊娠に伴う体調不良により保育ができない等）である場合、医師による診断書等の提出があれば認定を受けることが可能となります。ただし、産前６週前の日が属する月の初日から（多胎児妊娠の場合は、産前１４週前の日が属する月の初日から）は保育を必要とする状態であるとみなします。
		疾病等・介護・看護・出産を理由とする場合の証明書 ※産前６週前（多胎児妊娠の場合、産前１４週前）の日が属する月の初日より前から認定を希望する場合のみ	医師		
疾病・障害		疾病等・介護・看護・出産を理由とする場合の証明書	医師	疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること	対象児童の小学校就学まで（医師等の証明期間に基づく期間内）
		各種手帳等の写し	必要に応じて		
介護・看護	同居親族の介護・看護	疾病等・介護・看護・出産を理由とする場合の証明書	医師	長期にわたり疾病の状態にある、又は精神若しくは身体に障害を有する同居の親族を常時介護し、又は看護していること	対象児童の小学校就学まで（介護及び看護が継続している期間内）
		介護・看護状況申立書	申請者		
		その他、介護状況が分かるもの	必要に応じて		
	同居親族の施設通所の介添	介添証明書	学校（施設）長		
求職活動		求職活動誓約書 ※就労先が決定した場合は就労証明書の提出が必要です。	求職者本人	求職活動（起業準備含む）を継続的に行っていること	認定起算日から90日が経過する月の末日まで
就学		在学証明書　※任意様式	学校（施設）長	就学（職業訓練を含む）していること	卒業予定日まで
		年間のカリキュラムの分かるもの	－		
		時間割の分かるもの			
育児休業取得時		就労証明書 ※育児休業期間欄に証明のあるものに限る。	雇用主	育児休業取得時、既に幼稚園等の預かり保育を利用しており、預かり保育の継続利用が必要であること ※幼稚園入園と同時に取得した育児休業を要件としての認定はできません	認定起算日から育児休業の対象となる子どもが満１歳に達する日の属する月の末日まで ただし、やむを得ない事由がある場合は育児休業の対象となる子どもが２歳に達する日の属する月の末日（２歳に達する日が１月１日から３月３１日までの間にあるときは、その年度の末日）まで
災害復旧		罹災証明書　または　被災証明書	自治体等	震災、風水害、火災その他災害の復旧に当たっていること	対象児童の小学校就学まで（事由に必要な期間）
虐待・ＤＶ		島本町へご相談ください		虐待やＤＶのおそれがあること	対象児童の小学校就学まで（事由に必要な期間）
その他				上記以外に保護者が当該児童を保育することができない事情がある場合 ※必ず事前に担当課へご相談ください	町長が必要と認める期間

認可外保育施設、一時預かり事業、ファミリー・サポート・センター事業又は病児保育事業を利用する場合

１．対象となる事業

- 認可外保育施設（ベビーシッターを含む。）
- 一時預かり事業
- ファミリー・サポート・センター事業
- 病児保育事業

２．対象となる方

次の項目の**<u>両方</u>**に該当する方

① 保育所や幼稚園、認定こども園などを現在利用していないこと。

※ただし、幼稚園を利用されている方のうち、預かり保育の１日当たりの利用可能時間が教育課程を含み８時間未満である場合又は年間開設日が２００日未満である場合は、対象。

② （３～５歳児の場合）保育の必要性がある子どもであること。
（満３歳児の場合）保育の必要性があり、市町村民税非課税世帯に属する子どもであること。

※保育の必要性については、３ページ「保育要件と必要書類」を御参照ください。

３．無償化上限額

（３～５歳児の場合）月額上限額４０，３００円
（満３歳児の場合）月額上限額４５，７００円

※請求時期や方法は、別途認定時に通知します。

副食費の無償化について

給食費のうち副食費は、次の要件を満たせば無償化の対象となります。

１．対象となる方

次の**いずれか**に該当する方は、対象となります。

・市町村民税所得割額　７７，１０１円未満（年間世帯年収が約３６０万円相当）の世帯に属する子ども

※配当控除、住宅借入金等特別税額控除、外国税額控除、寄附金税額控除、配当割額及び株式等譲渡所得割額の控除を適用する前の税額を適用します。

・第３子以降に該当する子ども

※小学校３年生までの範囲で、最年長の子どもから順に第１子、第２子、第３子…と数えます。
例えば、小学３年生の兄、小学１年生の姉、本人（幼稚園等在園児）がいるという場合は、対象となります。

２．対象となる費用

副食費（おかず、牛乳、おやつなど）

※主食費（ご飯、パンなど）や人件費、光熱水費等の経費は、対象となりません。

３．補助上限額

在籍する施設の種類によって、次のとおり異なります。
利用される施設がどちらに該当するかは、直接園へお問い合わせください。

【民間幼稚園（施設型給付を受けない幼稚園）】

月額５，１００円

※補助額は、上記月額上限額と実際に負担した金額を比較して少ない方となります。

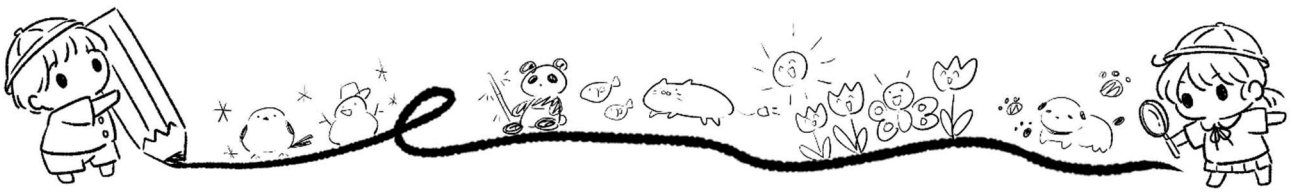
※補助額は、国の動向により変更になる場合があります。

※請求時期が近づきましたら、別途お知らせを配布します。

【民間幼稚園 又は 認定こども園（教育部分）】

無償

※対象の方へは、島本町から通知があります。



申込みについて

保育料等の無償化の申込みは大きく分けて２種類あり、在籍する施設の種類によって必要な申込みが異なります。

① 施設等利用給付認定申請（新１～３号）

・施設型給付を受けない幼稚園の保育料（新１号）、
施設型給付を受けない幼稚園の保育料及び預かり保育料（新２・３号）

・幼稚園及び認定こども園（教育部分）の預かり保育料（新２・３号）
※この場合、保育料の無償化は、１号認定を受けることで対象となります。

・認可外保育施設、一時預かり事業、ファミリー・サポート・センター事業及び病児保育事業の利用料
※幼稚園等と併用する場合の条件は、２ページ参照。単独利用の場合は、６ページ参照。

② 施設型給付費・地域型保育給付費支給認定申請（１号）

・幼稚園及び認定こども園（教育部分）の保育料（１号）
※預かり保育料の無償化は、新２・３号認定を併せて受けることで対象となります。

１．申込方法

オンラインでの申込み

申込用フォームは手続内容によって異なるため、８ページ以降を御確認ください。

添付が必要な書類は、画像データ（JPEG、PNG、PDF 等）をアップロードしてください。

なお、紙媒体の場合は、写真を撮影する等して画像データに変換してください。

※全員、申込時に代表保護者の本人確認書類（運転免許証等）の添付が必要です。
※iphone 利用者で、アップロードしようとする写真の拡張子が HEIC の場合、画像の確認ができないことがあります。可能な限り、JPEG 等の拡張子に変換してください。
※役場開庁時間（土日祝・年末年始を除く９時から１７時３０分まで）外でも手続ができます。ただし、オンライン申込フォーム（Logo フォーム）のシステム停止を伴う定期的なシステムメンテナンスや障害発生により、アクセスできない場合や利用できない場合があります。予定されたメンテナンススケジュールや障害の発生状況等の最新情報は、以下のページから確認できます。
【メンテナンススケジュール】https://publitech.fun/logoform_maintenance
【障害の発生状況】https://publitech.fun/logoform_failure

２．申込期限

（上記以外の場合）**認定開始希望日の５営業日前まで**

※既に島本町へ提出している内容の認定区分に影響しない部分に変更がある場合に限り、変更が生じる日から１０日以内でも可（転居による住所変更等）

民間幼稚園（施設型給付を受けない幼稚園）を利用される場合

※施設型給付を受けない民間幼稚園の例
【高 槻 市】高槻マリアインマクラダ幼稚園、白ばら幼稚園
【大山崎町】みどりの丘幼稚園
【長岡京市】あかね幼稚園

これらの幼稚園を利用される方は、このページを御参照ください。
なお、上記はあくまで一例であり、これら以外にも該当する幼稚園はありますので、利用される幼稚園がいずれに該当するか分からない場合は、直接施設にお問い合わせください。

利用される方**全員**、保育料の無償化を受けるために施設等利用給付認定の申込みが必要となります。

保育料に加えて預かり保育料の無償化も受けられる場合には、申込時に保育要件を確認できる書類の提出が必要です（詳細は、３ページ）。

なお、保育料の無償化のみを受ける場合は施設等利用給付１号認定（新１号認定）、預かり保育料の無償化も受ける場合は施設等利用給付２・３号認定（新２・３号認定）を受けるかたちとなります。

また、在籍園の預かり保育が教育課程時間と合わせて８時間未満又は年間２００日未満の場合、認可外保育施設、一時預かり事業、ファミリー・サポート・センター事業又は病児保育事業を併用した場合の利用料も無償化の対象（預かり保育の無償化上限額から在籍園での預かり保育の無償化給付額を差し引いた額が上限）となります（詳細は、２ページ）。

■添付が必要な書類

① （全員）代表保護者の本人確認書類
② （預かり保育料の無償化を受けられる方のみ）保育要件確認書類

■申込フォーム

認定開始希望日の５営業日前までに申込みを完了させてください。

【施設等利用給付認定申請】（保育料の無償化・預かり保育料の無償化共通）
ＵＲＬ：https://logoform.jp/form/8bKw/1764223
※右の QR コードからもアクセスできます→ → → → → → → → → → →
※保育料の無償化のみ受けられる方も、預かり保育料の無償化も受けられる方も、同じフォームからの申込みとなります。

民間幼稚園 又は 認定こども園（教育部分）を利用する場合

※民間幼稚園（施設型給付を受ける幼稚園）の例
【島 本 町】なし
【長岡京市】めぐみ幼稚園

※教育部分のある認定こども園の例
【島 本 町】しまもと里山認定こども園、認定こども園ゆいの詩、
幼稚園型認定こども園 山崎幼稚園（令和８年４月１日から）

これらの幼稚園や認定こども園を利用される方は、このページを御参照ください。
なお、上記はあくまで一例であり、これら以外にも該当する幼稚園等はありますので、利用される施設がいずれに該当するか分からない場合は、直接施設にお問い合わせください。

利用される方**全員**、保育料の無償化を受けるために施設型給付費・地域型保育給付費支給認定の申込みが必要となります。
また、預かり保育料の無償化も受けられる場合には別途施設等利用給付認定の申込みが必要となり、その際に保育要件を確認できる書類の提出が必要です（詳細は、３ページ）。
なお、保育料の無償化のみを受ける場合は施設型給付１号認定（１号認定）、預かり保育料の無償化も受ける場合は施設等利用給付２・３号認定（新２・３号認定）も併せて受けるかたちとなります。

■添付が必要な書類

① （全員）代表保護者の本人確認書類
② （預かり保育料の無償化を受けられる方のみ）保育要件確認書類

■申込フォーム

いずれも**認定開始希望日の５営業日前まで**に申込みを完了させてください。

なお、申込みのパターンは次の２通りとなりますので、申込み忘れや申込先誤りのないよう御注意ください。

・保育料の無償化のみを受ける場合
→ １.【施設型給付費・地域型保育給付費支給認定申請】のみ申込み
・保育料＋預かり保育の無償化を受ける場合
→ １.【施設型給付費・地域型保育給付費支給認定申請】と、
２.【施設等利用給付認定申請】の**両方**に申込み

１．【施設型給付費・地域型保育給付費支給認定申請】（保育料の無償化）

ＵＲＬ：https://logoform.jp/form/8bKw/1764248

※右の QR コードからもアクセスできます　→　→　→　→　→　→　→　→　→　→

※預かり保育料の無償化も受けられる方は、別途下記２．【施設等利用給付認定申請】でも申込みが必要となります。

２．（施設等利用給付認定申請）（預かり保育料の無償化）

ＵＲＬ：https://logoform.jp/form/8bKw/1764223

※左の QR コードからもアクセスできます　→　→　→　→　→　→　→　→　→　→

※保育料の無償化のため別途上記１．【施設型給付費・地域型保育給付費支給認定申請】の申込みも必要です。

申込フォームを間違っているケースがよくあります。注意してください！！

認可外保育施設、一時預かり事業、ファミリー・サポート・センター事業又は病児保育事業を利用する場合

利用される方**全員**、利用料の無償化を受けるために施設等利用給付認定の申込みが必要となります。

申込時に保育要件を確認できる書類の提出が必要です（詳細は、３ページ）。

■添付が必要な書類

① （全員）代表保護者の本人確認書類

② （全員）保育要件確認書類

保育所や幼稚園、認定こども園を利用している場合、対象外です。詳細は、６ページを御確認ください。

■申込フォーム

認定開始希望日の５営業日前までに申込みを完了させてください。

【施設等利用給付認定申請】

（認可外保育施設、一時預かり事業、ファミリー・サポート・センター事業、病児保育事業の無償化共通）

ＵＲＬ：https://logoform.jp/form/8bKw/1764223

※右の QR コードからもアクセスできます　→　→　→　→　→　→　→　→　→

申込内容をあとから変更する場合

保育料の無償化や預かり保育の無償化の申込みを行った後で、その内容（住所変更や在籍施設の変更、保育要件等）に変更が生じた場合は、届出が必要です。

特に、認定区分に関する変更（保育要件や在籍施設の変更等）の場合、申請日より前から新たな区分を適用することはできませんので、**認定区分に変更が生じる日の５営業日前**までに必ず手続を完了してください。

なお、その他（住所変更等）の変更の場合は、**変更が生じた日から１０日以内**の届出でも構いません。

また、既に施設等利用給付認定を受けている方が、その認定区分を変更する場合（施設等利用給付１号認定（新１号）から同２号認定（新２号）に変更する等）も、こちらのフォームから手続ができます。

■添付が必要な書類

① （全員）代表保護者の本人確認書類

② （預かり保育料の無償化を受けられる方のみ）保育要件確認書類

■申込フォーム

【記載内容変更】

ＵＲＬ：https://logoform.jp/form/8bKw/374850

※右の QR コードからもアクセスできます　→　→　→　→　→　→　→　→　→　→

【用語説明】

１号	施設型給付１号認定のこと。 幼稚園（施設型給付を受ける場合）や認定こども園（教育部分）の保育料の無償化に係る認定区分。
新１号	施設等利用給付１号認定のこと。施設型給付認定に対して「新１号」とも言う。 施設型給付を受けない幼稚園の保育料の無償化に係る認定区分。
新２号	施設等利用給付２号認定のこと。施設型給付認定に対して「新２号」とも言う。 幼稚園（施設型給付を受ける・受けないに関わらず）や認定こども園（教育部分）の預かり保育の無償化に係る３～５歳児に対する認定区分。 施設型給付を受けない幼稚園の場合、保育料の無償化も含む。
新３号	施設等利用給付３号認定のこと。施設型給付認定に対して「新３号」とも言う。 幼稚園（施設型給付を受ける・受けないに関わらず）や認定こども園（教育部分）の預かり保育の無償化に係る満３歳児に対する認定区分。 施設型給付を受けない幼稚園の場合、保育料の無償化も含む。

（別表2）幼稚園等申込チャート

